

公募型プロポーザル方式による業務委託
新町橋通りウォークアブル空間検討業務 仕様書

1 業務名

新町橋通りウォークアブル空間検討業務

2 業務目的

本県では、人口減少や少子高齢化、商店街のシャッター街化などにより低下した地域の活力を向上させるため、徳島市中心市街地にある新町橋通りを「車中心」から「人中心」のウォークアブルな空間へと再構築し、人々が集い憩う「県都のまちづくり」に取り組んでいる。

本業務は、この取組を推進するため、新町橋通りの現状や課題を分析した上で、県民・市民が誇りを持てるシンボルロードとなるよう、幅広い意見やアイデアを収集し、多様な関係者との協働を踏まえ、長期的視点に立った新町橋通り全体のコンセプト（以下「全体コンセプト」という。）をとりまとめるものである。さらに、先行整備する新町地区においては、多様なプレイヤーのアイデアを基に、空間レイアウトを含む具体的な景観デザインを作成することを目的とする。

3 業務箇所

新町橋通線（徳島駅前～阿波おどり会館前）（別紙位置図参照）

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

5 業務内容

1）計画準備

本業務を遂行していく上での基本方針や作業スケジュール、実施体制などの検討を行い、業務全体の計画を立案するとともに業務計画書を作成する。

2）新町橋通りの現状、課題、目指すべき方向性の整理

- ・新町橋通りの歴史や文化、地域性、現況の交通環境などを調査・整理する。
- ・これまでに実施した社会実験の結果や交通データを検証し、道路空間再編に向けた課題を抽出・分析する。
- ・新町西地区市街地再開発事業や新町川周辺、万代中央ふ頭など、周辺エリアの開発動向を把握し、点と点を結ぶ回遊性向上のための連携の可能性を整理する。

3）ワークショップ、住民説明会などの運営支援

- ・沿道地権者、地元事業者、地域住民、市民、交通事業者等を対象としたワークショッ

プや住民説明会などの企画、会場設営、意見のとりまとめを行う（計5回程度）。なお、開催の内訳は、「全体コンセプト」をテーマとするものを2回程度、「新町地区の具体的な景観デザイン・レイアウト」をテーマとするものを3回程度想定している。

4) 全体コンセプトの検討（別紙位置図参照）

- ・現状の課題やワークショップ等で得られた意見を踏まえ、「居心地が良く歩きたくなる空間」の実現に向けた全体コンセプトを検討し、とりまとめを行う。
- ・全体像を視覚的に共有するためのイメージパースを作成する。

5) 新町地区の具体的な景観デザイン・レイアウトの検討（別紙位置図参照）

- ・先行して整備を進める「新町地区」については、ワークショップ等で得られた意見を踏まえ、ベンチ、植栽、照明等の配置やデザインのほか、民間事業者等が利活用しやすい柔軟な滞留空間のレイアウトを検討し、概略図面を作成する。
- ・検討したデザインやレイアウトを市民や関係者と視覚的に共有するため、イメージパースを作成する。
- ・今後の事業費検討の基礎とするため、高質化舗装、ストリートファニチャー、植栽、デザイン照明等の各種整備要素について、製品写真やイメージ図等とともに概算単価をとりまとめ、出典元を明記した単価表として整理する。なお、単価は原則として施工費を含めたものとする。

6) プロモーション用広報資料の作成

県民・市民とのウォークアブルな空間に関する将来像の共有や機運醸成を図るため、検討段階も含め、コンセプトやデザイン案を分かりやすくまとめたプロモーション用広報資料（リーフレットまたはパンフレットの原稿等）を作成する。

7) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（3回）、納品時の計5回とし、業務着手時と納品時には管理技術者が立ち会うこととする。なお、業務に関する打合せ記録簿（議事録）の整理は受託者が行い、速やかに発注者へ提出するものとする。

8) 報告書作成

本業務での調査結果を踏まえ、報告書を作成する。

9) 成果品

以上の業務の結果を成果品としてわかりやすくとりまとめる。成果品については次のとおりとする。

- ・業務報告書 2部

- 検討の経緯、調査・分析結果、課題整理等のとりまとめ
- ・新町橋通りのコンセプトペーパー
 - 全体コンセプトやデザイン等の考え方をまとめた冊子
- ・新町地区のデザイン・レイアウト図面
 - デザイン図面、施設配置計画案を含む概略平面図及び標準断面図
- ・イメージパース（A4・A3版等）
 - ワークショップ等の検討段階を含め、作成したパース
- ・ワークショップ・住民説明会等の資料
 - 各会議の配布資料、議事録、意見等のとりまとめ
- ・各種整備要素の概算単価資料
 - 想定される各種整備要素の単価等のとりまとめ（製品写真やイメージ図等を含む）
- ・プロモーション広報資料
 - 広報資料及び作成にあたり整理した検討資料
- ・上記成果の電子データ一式 2部
 - PDF ファイル、オリジナルデータ（Word、Excel、PowerPoint 等）、図面の CAD データ（DXF 等）およびパース画像データ等を電子媒体（CD-R・DVD 等）で納品すること。

6 参考資料の閲覧

本業務に関する参考資料について、以下のとおり閲覧に供する。

1) 閲覧資料

- ・「R7都市 新町橋通線 徳・元町～新町橋 ウォーカブル空間検討業務」成果報告書

2) 閲覧期間及び場所

- ・技術提案書の提出要請後から提出期限までの間、徳島県県土整備部都市計画課において閲覧可能とする。

3) 留意事項

- ・閲覧を希望する場合は、あらかじめ担当部署へ連絡のうえ、日時の調整を行うこと。
- ・資料の写真撮影及び複写は一切禁止する。

7 その他

- ・受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- ・発注者から業務の途中で進捗状況の報告や資料提出を求められた場合、受託者は速やかにこれに応じること。
- ・受託者は、業務の主たる部分（総合的企画、業務の手法の決定及び技術的判断等）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる専門的な業務については、発注者と協議の上、あらかじめ書面による承諾を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- ・受託者は、発注者から貸与された資料を本業務以外の目的に使用してはならない。また、

本業務の実施にあたり知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

- ・本業務により作成した成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の責任において事前に利用許諾を得ること。
- ・本業務を遂行するにあたり、又は成果品の納品後に内容の疎漏や誤謬が発見された場合、受託者は自己の責任と費用負担において速やかに修正すること。
- ・現地踏査等を実施する際は、道路交通等に支障をきたさないよう安全管理に万全を期すること。また、必要に応じて所轄警察署や道路管理者等への諸手続きを行うものとする。
- ・現在、徳島市が進めている「中心市街地グランドデザイン」の策定と十分な連携を図りながら、本業務を実施すること。

8 担当窓口

徳島県 県土整備部 都市計画課 まちづくり室 まちづくり担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

E-mail : toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp

TEL : 088-621-2564

(別紙)

